

スウェーデンの資産保有税政策

—二元的所得税との関連で—

馬場 義久

要 旨

本稿の課題は、資産所得税と資産保有税の役割分担のあり方に注目して、最近のスウェーデンの純資産税廃止政策と固定資産税改革に評価を加えることにある。すなわち、二つの資産保有税が同国の二元的所得税のもとでの資産所得税をどう補完してきたのか、その実態を明らかにして上記の資産保有税政策の妥当性を吟味する。

本稿で得られた分析結果は以下のとおりである。

第一に、純資産税による資産所得税の課税ベース補完機能の実態的中心は、居住用固定資産の帰属所得である。

第二に、純資産税による最高所得階層の租税負担率上乘せ機能は、資産所得税負担率の1/6に過ぎない。

第三に、資産所得税の課税ベースが広く設定される二元的所得税のもとでは、純資産税の廃止は妥当な政策と考えられる。課税ベース補完機能は固定資産税の方が効率的な政策手段であり、経済的富裕者の中心的な課税ベースであるキャピタルゲインについては、資産所得税制によって効果的に課税されている一方で、純資産税はキャピタルゲインを生み得る資産に対して十分には課税していないからである。

第四に、固定資産税は二元的所得税のもとでも居住用固定資産の帰属所得課税を補完し、資産所得税制の中立化・実効化を図る上で重要である。この観点から見た今回の固定資産税改革の問題点は、固定資産税に代わって導入される地方政府サービス負担金が、課税固定資産価値に十全にリンクしていないという点にある。

目 次

- I. はじめに
- II. 資産保有税の正当化論
 - 1. 資産保有税と資産所得税の関連
 - 2. 補完型資産保有税論の補強論理
 - 3. 二元的所得税と資産保有税
- III. スウェーデンの資産保有税一補完機能の実際—
 - 1. 資産保有税と資産所得税の仕組み
 - 2. 資産保有税と資産所得税の課税対象資産と課税ベースの比較
 - 3. 負担構造と負担率の比較
- IV. 廃止政策の評価と資産保有税のあり方
 - 1. 純資産税の廃止
 - 2. 居住用固定資産税の廃止と改革

I. はじめに

資産ストックに対する税として純資産税¹⁾、固定資産税、相続税・贈与税があげられるが、スウェーデン政府は相続税・贈与税を2005年に、ついで純資産税を2007年に廃止し、固定資産税については国税としての居住用固定資産税を2008年に廃止し、その代わりに地方政府サービス負担金 (local government charge) を導入した。

本稿の課題は、これら三税のうち、資産保有税である純資産税と固定資産税をとりあげ、その廃止政策の妥当性を同国における資産所得税の実態との関連で検討することにある。すなわち、二元的所得税のもとでの資産所得税と資産保有税の役割分担のあり方を再考するという問題意識にたって、上記の廃止政策を吟味する²⁾。

後述するように、これまでの財政学においては、資産保有税を資産所得税の補完として位置づける見方が有力である。たとえば、現金収益を生まない帰属資産所得を資産所得税によって課税するのは困難であるので、固定資産税ないしは純資産税による帰属所得課税の代理が正当化される。

また、スウェーデンなど北欧三国で採用されている二元的所得税においては、資産所得を勤労所得より軽課する。スウェーデンの場合、資産所得の税率は原則一律30%であり、この水準は勤労所得の最低限界税率にほぼ等しい。この二元的所得税における資産所得軽課措置を、負担率の側面でも補完する税として資産保有税が注目される。たとえば、わが国の二元的所得税に関する議論の一部において、北欧三国には純資産税が存在し、それが高所得層における資産所得税の負担率を引上げている点にも注目すべきとの見解が述べられる。事実、図表1によると2001年以降の純資産税と固定資産税の税収合計は資産所得税収を上回り、その負担額は無視できない。なお、2010年3月現在1SEKは12.5円である。

では、これまでスウェーデンの純資産税および固定資産税は、二元的所得税における資産所得税をどのように補完してきたのか？ あるいは、必ずしも期待されたようには補完しなかったのか？ 本稿では、スウェーデンにおける資産所得税と資産保有税の制度と実態を踏まえて、これらの疑問を検討したい。

なお、固定資産税は多くの国で地方公共支出からの便益に応じる税と考えられ、地方税となっている。しかし、スウェーデンでは最近ま

図表1 スウェーデンの資産所得税収・資産税収の動向(百万 SEK, %)

税	年	2000	2001	2002	2003	2004	04構成比%
							(対 f)
a 資産所得税		34078	12966	6225	6708	11776	32.7
b 固定資産税		13316	11813	13056	13262	13811	38.4
c 純資産税		8043	6312	3818	4714	5141	14.3
d 相続税・贈与税		2548	2576	2975	2490	2550	7.1
e クーボン税		2083	2503	1929	1838	2480	6.9
f 資産・資産所得税総計		60354	36282	28092	29099	35992	100
法人税		72489	52088	43928	48924	71520	
全資本課税(法人+個人)		160939	117716	101230	106938	136023	5.3%(対 GDP)

[出所] Skatteverket [2006] p.100.

で固定資産税は国税として、資産所得の一種である帰属家賃・帰属地代の課税を担う税として位置づけられてきた³⁾。本稿が資産保有税として純資産税とともに固定資産税をも分析するのは、以上の位置づけによる⁴⁾。

そこで本稿の構成は次のとおりである。IIで、これまでの財政学における資産保有税の正当化論を、資産所得税との役割分担関係に留意しつつ整理する。次いでIIIで、スウェーデンの資産保有税はどのように資産所得税を補完したのか、その実際的内容を明らかにする。そして最後にIVで、今回の廃止政策に対する評価を二元的所得税との関連に注目してまとめる。

II. 資産保有税の正当化論

ここではこれまでの財政学における資産保有税の正当化論を、資産所得税との関連に注目して整理する。すなわち、資産所得ないしは資産に課税することを前提とした場合の、両者の期待される役割分担関係についての所説を説明する⁵⁾。なお、以下では資産保有税として資産全

般に課税する保有税を想定する。つまり、固定資産税タイプでなく純資産税タイプを念頭に置く。ただし、以下の正当化論の整理では、純資産税の執行上の困難さを捨象し、あわせて、資産保有税に対する批判論は詳細には言及しない。

1. 資産保有税と資産所得税の関連

Pを資産価値、Rをインカムゲイン(ただし帰属収益を含む)、rを利子率、 ΔP を資産価値の変化とすると、資本市場の均衡においては、

$$P = (R + \Delta P) / r \quad (1)$$

という関係が成立する。

式(1)をベースにして、資産保有税と資産所得税の関連を整理しよう。

(1) 第一の考え方は、完全代替型資産保有税である。この所説によれば、式(1)の右辺のRや ΔP に課税する資産所得税を全く使用せず、その代わりに資産保有税を採用する。左辺の資産価値に対する課税が完璧になされれば、右辺に課税する資産所得税は不要になるであろう。

ただ、現代の財政学において完全代替型資産保有税は支持されない。最大の資産である人的資産の課税が困難であるからである。また、この点と関連して、公平課税の尺度として所得ないしは消費というフロー変数が有力視され、資産ストックはそれらを補完する役割に留まるべきとされるからである。

そこで登場するのが、第二の補完型資産保有税である。ここで補完とは、所得税ないしは資産所得税の限界を補うという意味である。

(2) さて、この補完型資産保有税論自体が、資産所得税との関係を基準にすると次の二つに分かれる。

第一は、資産所得税によって式(1)の右辺の R や ΔP に対する課税が成功するとしても、左辺への課税である資産保有税の独自の存在を正当化する所説である。この説によれば、資産保有は資産が生み出す収益とは別の便益をもたらすと主張される。たとえば、資産保有による独立、安全、有利な購買機会の獲得という便益である。資産保有は、当該資産が与える資産所得とは独自の担税力を持つという考え方に他ならない。したがって、所得や消費を基準とする水平的公平や垂直的公平を補完するものとして資産保有税が位置づけられる。たとえば、垂直的公平については資産分布の不平等を是正する税として資産保有税が正当化され、租税負担率を資産所得税のみのケースより累進的にすることが要請される。

第二は、資産所得税によっては、右辺の R や ΔP に対する課税が完全には果たせないの、その点を資産保有税で補うべきとする所説である。たとえば、 R に含まれる帰属収益課税をすべて資産所得税として実施するのは困難であるので、その点の補完が資産保有税に期待さ

れる。いわば資産所得税の課税ベースを補完するという考え方である。ただこの考え方によると、本来的には資産全般に対する税でなく、資産所得税では十分に課税できない領域のみに資産保有税を採用すべきことになる。

2. 補完型資産保有税論の補強論理

(1) 税務執行上の補完

さらに、税務執行上の効果と経済効果からも補完的資産保有税が正当化される。前者については、資産保有税の執行体制を整えることにより資産所得税の租税回避を減らし、その執行をより効果的にするという所説である。資産保有税執行のための資産価値の捕捉と、所得税執行のための所得の捕捉により、資産と所得に対する捕捉のクロスチェック効果を期待しているのである。

(2) 経済効果

経済効果からの正当化論の第一は、資産保有税の採用により、富裕層が「現金収益を生まない、或いは少額しか生まない」資産から、収益を多く生む資産に代替するというものである。これにより資産所得税の租税回避を防ぎつつ、より生産的投資に資源を投入できると主張される。さらに、第二の経済効果論は、資産保有税の課税ベースである資産価値は過去に行った蓄積であるので、所得税より労働供給や貯蓄への抑制効果が小さいというものである。

しかし OECD [1988] も指摘しているように、これらの資産保有税の経済効果上の長所についての実証は不十分である⁶⁾。また、資産保有税は貯蓄残高への課税であるので、あらかじめその存在が予測されれば貯蓄への阻害効果が生じるであろう。さらに資産保有税による「現金収

益を生まない、ないしは少額しか生まない資産」から高収益の資産への転換が、社会にとって効率性の改善につながるとは限らない。創業直後の企業の収益は、成長が期待されても少額である。

3. 二元的所得税と資産保有税

以上の所説は、資産所得ないしは資産への課税が要請される場合の、一般的な資産保有税正当化論であった。次に、以上を基礎にしながら、二元的所得税のもとでの資産所得税の存在を前提としたとき、資産保有税に期待される役割について整理する。この場合、次の二つの立場を区別することが必要である。

(1) 負担率引き上げ機能

第一は、二元的所得税の存在を前提としつつも、その負担構造を総合課税のもとで求められるような累進的負担に近づけようとする立場である。この立場は明らかに理念的な二元的所得税とは異なる。

この考え方によると、資産保有税には、経済的富裕層における資産所得税の負担率を二元的所得税のもとで定まる負担率より引き上げて、より累進的にすることが求められる。二元的所得税のもとでの資産所得税の税率が、勤労所得の最低限界税率にほぼ等しい水準で、しかも比例的に設定されているからである。いわば資産保有税による経済的富裕者の「負担率引き上げ」機能である。

(2) 課税ベースの補完機能

第二は、理念的な二元的所得税論に忠実な立場をとる場合である。すなわち、資産所得税に総合所得税の下で要請される強力な所得再分配

機能を求めず、主に中立性と実効性を求める立場である。この所説からすると、課税ベースの補完機能は要請されるが、経済的富裕者の負担率の上乗せ機能は求められない。つまり、資産保有税に期待されるのは資産所得課税を中立化・実効化する方向で、課税ベースの補完機能を果たすことである。

(3) 以上補完的資産保有税論の基本を説明した。しかし、これは資産保有税に期待される役割であって、補完が常にうまくいくとは限らない。資産保有税には、たとえば、納税に際しての流動性の問題が生じることや年次の資産価値評価の困難さ、資産の国際的移動の可能性など、いくつかの欠陥が存在するからである。

では、スウェーデンの資産保有税は二元的所得税下の資産所得税を実際にどう補完したのか？ 以下では、これまで捨象してきた資産保有税の制度上の特徴をも明確にしながら、スウェーデンの純資産税と固定資産税の仕組みと実態に即して補完機能を検討しよう。

Ⅲ. スウェーデンの資産保有税—補完機能の実際—

ここでは最初にスウェーデンの資産保有税と資産所得税の仕組みを説明し、その後、資産保有税による補完機能の実際を明らかにする。

1. 資産保有税と資産所得税の仕組み

(1) 純資産税

①納税義務者

納税義務者は、居住者である個人と、株式を通じて法人の純資産を所有している人がいない法人である。後者は株式会社が納税義務者でな

いことを示す。なお、個人が納税義務者数および支払い税額の圧倒的部分(ともに95%以上)を占める。

②課税ベース

課税ベースは、納税義務者の年末時点における純資産である。つまり課税資産から控除対象負債を差し引いた金額に課税する。スウェーデン国内のみならず国外の存在する純資産も課税対象である。ただし、以下に述べるように非課税資産や免税点が存在する⁷⁾。

(i) 課税対象になる主な資産は株式のうち登録株(A-listed)⁸⁾、さらに社債、投資信託、オプション、先物、預金などの金融商品、2.5万SEKを超える現金、個人用実物資産(不動産、車)などである。

次に主な非課税資産をあげると、非登録株(O-listed)、オーナー会社(25%以上の所有があるケース)の株式、公的年金の年金権、公的年金の貯蓄口座の資産、税制で掛け金控除が適用される個人年金保険、個人使用の家具・芸術品、営業用固定資産などである。

これらの資産を非課税にする一般的なルールは存在しないと言われるが、次の理由が考えられる。第一に、価値評価が困難、あるいはそれを実施しようとする費用がかさむ資産である。個人使用の家具や年金権が該当しよう。第二に、政策的配慮である。たとえば、オーナー企業の株式や営業用固定資産を非課税にするのは、純資産税が起業・企業活動を阻害しないようにとの配慮である。

(ii) 債務は特別の規定がない限り控除される。特別の規定がある債務、すなわち控除が認められない債務は、非課税資産を購入するための債務である。たとえば営業用資産・非課税扱いの株・非課税の個人使用家具を得るための負

債などが該当する。

③価値評価

純資産税は毎年、課税資産と控除対象負債を評価しなければならない。課税資産の評価についてのスウェーデン税法の基本規定は、その市場価値によるというものである。しかし、実際には下記のように多くの資産が特別の価値評価ルールによっている。

第一に、スウェーデン国内の固定資産は固定資産税制による課税価値に基づく。同国の場合、固定資産税制での課税価値は市場価値の75%ほどである。外国にある固定資産はその市場価値の75%を課税価値としている。これは国内の固定資産とのバランスを図った措置と考えられる。

第二に、課税される株式、株式のファンドは課税年末直近の市場価値の80%である。これに対して、預貯金、現金、債券、債券ファンドなどは市場価値の100%とされている。

第三に、市場価値の判明していない債券は名目元本を利子率で再評価する。

第四に、また非上場株は課税資産であるが、実際には価値評価がなされないため、事実上非課税となる。

最後に、負債も直近の市場価値を原則としているが例外も存在する。たとえば固定利子の債務は、名目元本を市場利子率で再評価する。

④納税単位

納税単位は単一納税と共同納税とに分かれる。つまり、スウェーデンは所得税など個人単位の納税を原則としているが、純資産税には2001年より共同納税が認められている。

共同納税が適用されるのは次の3ケースである。第一は、課税年に共に住んでいるカップル第二に、以前互いに結婚しており彼らの子供の

図表2 課税最低限と税率の推移

年	純課税資産 (千 SEK)	税率 (%)
1992-1995	800	1.5
1996-2000	900	1.5
2001	単一納税 1000	1.5
	共同納税 1500	1.5
2002-2004	単一納税 1500	1.5
	共同納税 2000	1.5
2005-2006	単一納税 1500	1.5
	共同納税 3000	1.5

〔出所〕 Skatteverket [2009] p.118.

いる同棲者、第三に、両親と一緒に住んでいる18歳以下の子供。共同納税の場合、ある個人について負債が資産を上回り、別の個人について資産が負債を上回るとき、前者の個人の純負債（負債－資産）を後者の純資産（資産－負債）から控除することができる。

⑤課税最低限と税率

純資産税には課税最低限(免税点)が存在する。2005年以降では単一納税の場合、純資産額が150万 SEK まで、共同納税の場合は、200万 SEK までは課税されない。この金額を超えた部分に一律1.5%で課税される。

図表2は課税最低限と税率の推移を二元的所得税導入後の92年より示す。06年まで1.5%の単一税率構造である。

⑥純資産税の負担制限措置

純資産税には所得税との関連での負担制限措置が、1997年より設けられている。すなわち、勤労所得税と資産所得税に純資産税を合わせた税負担額合計を、課税勤労所得と課税資産所得の総計の60%以下に抑えるという措置である。60%を超えた場合、最初に純資産税を減額し次に資産所得税を減額する。

この負担制限措置について以下の点が注目される。第一に、勤労所得と資産所得の総計に対して負担制限を設けている。このことから、純資産税を資産所得税の補完として位置づけていると考えられる。第二に、60%という水準は、勤労所得税の最高限界税率が56%であることに留意したものと思われる。純資産税が資産所得税の補完税制であるにしても、各税の負担率合計が、仮に総合所得税を採用された場合の負担率を著しく超えないように、制限措置を設定している。

(2) 固定資産税の仕組み

次に固定資産税の仕組みを、純資産税との違いに留意しながら説明する。

①納税義務者

納税義務者は固定資産の所有者（個人および法人）、あるいは固定資産税法によって固定資産の所有者とみられる人である。純資産税のように法人について特別の制限規定はない。

②課税ベース

課税ベースは居住用固定資産、産業・商業用固定資産、水力発電施設などの課税資産価値で

図表3 固定資産税率 1994-2007年 (%)

年	個別住宅	集合住宅	商業施設	産業施設	水力発電施設
94-95	1.50	1.50	0.00	0.00	0.00
96	1.70	1.70	1.00	0.50	0.50
97	1.70	1.70	1.00	0.50	3.42
98	1.50	1.50	1.00	0.50	2.21
99	1.50	1.30	1.00	0.50	0.50
2000	1.50	1.20	1.00	0.50	0.50
01-05	1.00	0.50	1.00	0.50	0.50
06	1.00	0.50	1.00	0.50	1.20
07	1.00	0.40	1.00	0.50	1.70

[出所] Skatteverket [2009], p.108.

ある。純資産税との主な差異は次の点にある。第一に、固定資産のみが課税対象である。第二に、債務ストックに関する斟酌はなく⁹⁾、課税固定資産価値自体が課税ベースである。第三に、産業・商業用固定資産なども課税される。純資産税では営業用固定資産は非課税である。

③ 価値評価

固定資産の課税価値は95年まで6年毎の評価であったが、1996年以降、年々の価格変化を考慮して評価することが原則とされた。しかし、実際はこの原則は実施されず、不動産の価格が上昇した97-2000年について、個人住宅・集合住宅の課税資産価値は97年レベルに凍結された。01年にこの凍結措置が解除された。

課税資産価値は市場価値の約75%と言われるが、課税資産価値の査定には上述のように、市場価値の増加を「なだらかにする」こともなされる。

④ 納税単位

個人所有者についての納税単位は、個人単位の単一納税方式である。ただ、⑥で述べる税額控除に一部共同単位納税の方式が認められてい

る。

⑤ 税率

図表3で明らかのように、税率水準は固定資産の種類によって異なる。以下の議論に重要なのは個別住宅・集合住宅の税率である。

⑥ 負担緩和措置¹⁰⁾

固定資産税にも純資産税と同様以下のような負担緩和措置がある。

(i) 新築の居住用固定資産については、新築当初5年間は税率ゼロであり、後の5年間は1/2の税率が適用される。新築促進のためといわれる。

(ii) 固定資産の課税価値の高い地域における低所得者の固定資産税負担を和らげる趣旨で設けられた、負担緩和措置(税額控除措置)がある。すなわち、居住用固定資産の個人所有者の次の3項目の合計の5%を固定資産税から税額控除する。3項目とは、(a)課税勤労所得(b)課税資産純所得(正の値のみ)(c)純資産税の課税純資産の15%、である。

ただし、固定資産税が2.8千 SEK 以下である場合、税額控除はゼロである。また、税額控

除の最高額は3万 SEK である。したがって個人住宅でみると、最近の税率が1%であるので、課税資産価値28万 SEK までと300万 SEK を超える部分については税額控除を認めていないことになる。

また新築については(i)の税率軽減措置があるので、新築当初5年間には税額控除は認められず、後の5年間については1.5万 SEK が税額控除の最高額である。

(3) 資産所得税の仕組みの概略

最後に資産所得税の仕組みをごく簡単に説明しよう¹¹⁾。

①原則

二元的所得税のもとでの資産所得税制の課税ベースは、実物資産所得と金融資産所得を包括的に加算し、それから借り入れ利子支払いとキャピタルロスの合計を控除して求められる。すなわち、包括的純資産所得が基本的な課税ベースである。具体的には、預貯金の利子、債券利子、割引債、法人からの配当、有価証券(現物株、債券、証券先物、オプション、転換社債、オプション)の譲渡益、為替差益、不動産所得、不動産・家具のキャピタルゲインなどの合算所得から、借り入れ利子支払いとキャピタルロスの合計を控除した金額に原則30%の税率が課される。なお、課税ベースがマイナスになった場合、その負の課税ベース額に30%を乗じた分だけ税額控除され、勤労所得税などがその分軽減される。

②例外

ただ例外が三つある。第一に、居住用住宅のキャピタルゲインはその2/3だけが課税ベースに算入される。法定税率が30%であるので実質的に20%の課税である。第二に、居住用住宅の

帰属家賃と帰属地代は資産所得税としては課税されない。第三に、私的年金基金の収益は各基金の年初年金価値×概算収益率(利子率などにより推計)を課税ベースとし、それに15%を企業段階で課税し、他の資産所得の1/2の税率を適用する。私的年金加入促進という政策的配慮からである。

2. 資産保有税と資産所得税の課税対象資産と課税ベースの比較

ここでは資産保有税と資産所得税の課税対象資産と課税ベースを、税法基準および実態基準の両面から比較する。

(1) 税法基準

①図表4は、税法の規定によって各税の主な課税ベースを比較したものである。資産保有税は資産価値に課税し、資産所得税は資産所得に課税するという差異は存在するが、同一資産ごとに資産保有税と資産所得税における課税・非課税を区分した。資産所得税についてはインカムとキャピタルゲインとに分けて示している。同表における○印は課税対象資産であることを示し、×は非課税資産を示す。なお、非上場株は建前上課税資産であるが、事実上非課税扱いになっているので×に含めた。

△印は、課税されるがさまざまな意味での中間的な場合を指す。たとえば、資産所得税での年金の△は、他の所得税による課税を表している。公的年金価値は給付段階で勤労所得税として課税され、私的年金は既述のようにその年金価値収益が企業段階で年金収益税として課税される。

②この表から、資産保有税が資産所得税を補完できる課税ベースは、きわめて限られているこ

図表4 資産保有税と資産所得税の課税ベース (税法基準)

資産の種類	資産所得税		純資産税	固定資産税
	インカム	ゲイン		
金融資産				
登録株 (A-listed)	○	○	○	×
非登録株 (O-listed)	○	○	×	×
オーナー株(25%以上)	○	○	×	×
非上場株	○	○	×	×
現金	×	*	○	×
預金 (利子つき)	○	*	○	×
債券	○	○	○	×
公的年金価値	△	×	×	×
公的年金貯蓄口座資産	×	×	×	×
個人年金				
掛け金控除対象年金	△	×	×	×
それ以外の年金	△	×	△	×
生命保険	△	×	△	×
実物資産				
営業用不動産	○	△	×	○
持ち家(土地)	×	○	○	○
車	×	×	○	×
家具	×	○	×	×

[出所] Kindlund, P, Svenby, B and O. Dreij [2003] pp. 633-641をもとに作成。

とが判明する。

第一に、資産所得税で全く課税されず資産保有税で課税される資産は、現金と車だけである。第二に、逆に、資産所得税では課税されるが資産保有税で課税されない資産が存在する。非上場株、非登録株 (O-listed)、オーナー株、営業用不動産 (固定資産税では課税) などである。第三に、資産保有税が中心的に補完できそうな資産は、持ち家と居住用土地である。資産所得税は帰属家賃・帰属地代を課税せずキャピタルゲインだけを課税するが、純資産税と固定

資産税がその価値全体に課税するからである。

③このように純資産税によって補完できる課税ベースが限られるのは、以下の理由による。

第一は、資産所得税を課税することが困難な資産は、純資産税でも課税が困難であることが多いからである。価値評価に困難さが伴う資産のケース、たとえば、年金がこれに該当しよう。

第二は、資産保有税は発生ベース課税のため、現金収益が生じていなくても課税を強いられる。そこで実現ベース課税の資産所得税より

図表5 資産所得税と資産保有税の課税ベース比較 (10億 SEK)

税 \ 年	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006
資産所得税	113	40	18	20	38	75	123
純資産税	558	444	560	336	366	399	823
固定資産税	2077	2723	2945	2998	3030	3118	3100

〔出所〕 Riksskatteverket [2002] および [2003], Skatteverket [2004] ~ [2008a] より作成。

多くの政策的配慮を必要とするからである。非登録株や25%以上保有のオーナー株などの非課税措置がこれにあたる。

第三は、課税困難な資産に対して、資産所得税ないしは二元的所得税の方でさまざまな代替的措置が工夫されているからである。公的年金価値についてはその給付段階で勤労所得税として課税するし、民間の年金については基金価値に帰属収益率を乗じた帰属収益を企業段階で課税する。

第四に、二元的所得税のもとでの資産所得税の課税ベースが包括的であるからである。現物株には純資産税のように非課税株を一切設けず、すべての株式の実現益に課税する。また営業用不動産の収益も課税ベースとされる。

④他方で、資産所得税でインカムとキャピタルゲインの双方に課税され、すなわち資産価値全体に課税され、さらに純資産税も課税される資産が存在する。登録株、債券などの金融資産である。これは資産所得税の税率が30%という比例税率で、しかも勤労所得の最低限界税率に等しい水準なので、資産保有者の資産所得税負担率を上げる措置と判断される。この措置により負担率がどう変化しているかは後述する。なお言うまでもなく、持ち家については固定資産税と純資産税とで課税が重複してなされる。

(2) 実態ベース

次に実態面から資産所得税と資産保有税の課税ベースを比較する。税法をもとに実際に課税されている資産の総額と構成を示す。この段階で純資産税の免税点などが考慮されることになる。

①総額

図表5は各税制の課税ベース総額を2000年以降について見たものである。なお同表の固定資産税の課税ベースには、産業用固定資産（水力発電など）も含まれていることに留意されたい。

この表で印象的なのは、純資産税の課税ベースである純資産価値が、資産所得税が課税対象としている資産価値に比べて狭いことである。たとえば2004年の資産所得税の課税ベース380億 SEK は、2000年から2006年の平均利子率（5年もの債券）4.6%¹²⁾で資本還元すると、対応する資産価値は、8260億 SEK となる。これは純資産税の課税ベース3660億 SEK の2.26倍である。純資産税の課税ベースは、資産所得税制のもとで課税される資産より格段に狭いと言える。このことは2002年を除いて他の年にも当てはまる。

②課税ベースの構成

(i) 資産所得税

次に各税の課税ベースの構成を比較しよう。図表6は資産所得税の課税ベースの動向を示し

図表6 資産所得税の課税ベースの構成 (10億 SEK)

年	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006
利子配当	43	43	44	41	41	43	60
債務利子	-57	-62	-66	-67	-64	-63	-66
純利子配当	-14	-19	-23	-26	-23	-19	-7
キャピタルゲイン	133	71	53	56	68	100	134
キャピタルロス	-6	-12	-12	-10	-7	-5	-4
純キャピタルゲイン	127	59	41	46	61	95	130
資産管理費用	-0.7	-0.5	-0.3	-0.3	-0.3	-0.4	-0.4
資産所得純計	113	40	18	20	38	75	123

(出所) Riksskatteverket [2002]および[2003], Skatteverket [2004]~[2008a]より作成。

図表7 スウェーデンの純キャピタルゲインの構成 (10億 SEK)

年	1999	2000	2001	2003
金融資産	81.7	100.9	30.4	11.3
(内) 上場株	50.6	41.6	7.6	-1.9
株式ファンド	15.7	23.8	8.9	2
株式オプション	1.2	0.9	-1.1	-1.2
非上場株	12.3	29.7	12.9	9.5
他の金融資産	1.9	4.8	2.2	2.8
実物資産	33.7	58.5	51.8	59.8
(内) 居住用不動産	19.4	31.6	28	32.7
フラット使用権	4.8	21.6	16.9	20.6
営業用不動産	9.5	5.7	7	6.3

(出所) SCB [2003] p.26および Skatteverket [2006] p.111.

ている。利子および配当には不動産所得も含まれているが、そのウエイトは1/40に過ぎない。また、キャピタルゲインおよびロスは金融資産および不動産のそれらからなる。なお、この表には企業段階で課税される年金収益を含まれていない。

さてこの表から、純キャピタルゲインが課税ベースの中心であることが明らかである。利子と配当もかなりの大きさであるが、借り入れ利

子控除後の純利子配当では負の値となっている。

そこで資産所得税の課税対象となっているキャピタルゲインの構成を、資料の入手が可能な最近の年について見よう。図表7はそれを純ゲインベース（それぞれの資産のゲインからそれぞれのロスを控除した金額）を示している¹³⁾。この表から、第一に株式（ファンドを含む）とフラット使用権を含む居住用不動産が

図表8 資産階層別資産額とシェア

区分	平均純資産 (千 SEK)	シェア %
1	-410	*
2	-89	*
3	-14	*
4	15	0.2
5	128	2
6	320	4
7	596	7
8	1004	13
9	1667	21
10	4774	60

〔出所〕 SCB [2006] p.25.

キャピタルゲインの中核であること、第二に、非上場株のゲインの安定的推移が目につく。非上場株のゲインは資産所得税を課税されるが、非上場株自体は純資産税を課されないのが注目すべきである。

(ii) 純資産税

資産保有税のうち純資産税の課税ベース別の構成比を直接示す資料は、筆者の知るところ見当たらない。そこで以下では間接的にその構成を推測する。

図表8は、家計が保有する純資産を基準にした十分位別の平均資産額とそのシェアを示す。

この表から純資産を最も多く保有する第10分位への資産集中が明らかである。この階層は全階層の60%の純資産を保有する。さらに、スウェーデンの純資産税の課税最低限(免税点)は、単一納税で150万 SEK、共同納税で200万 SEKである(2004年、図表2参照)。したがって、納税者の大部分は上の表の第10分位に属すると判断される。

図表9 上位10%家計の資産構成とシェア

(04年, %)	10%家計のシェア	対純資産割合
持ち家	36	37.4
フラット	23	5.5
別荘	49	8.2
農地	77	14.8
高級フラット	94	8.2
他の不動産	85	1.4
銀行預金	46	9.1
利子ファンド	48	1.4
他のファンド	44	7.4
株式	77	12.9
他の証券	53	1.8
課税保険	52	2.6
その他資産	97	4.6
資産合計	47	
負債	20	-15.3
純資産	60	100

〔出所〕 SCB [2006] p.24より算出。

図表9は、第10分位階層が保有する資産構成(第10分位の純資産に対する割合)当該資産の全階層保有資産に対するシェアを示す。たとえば、持ち家は家計全体の持ち家の36%を第10分位が保有し、第10分位の純資産に対して37.4%を占める。第10分位への集中度の高い資産は高級フラット(94%)、「他の不動産」(85%)「その他資産」(97%)、株式(77%)である。他方、第10分位の保有資産の中心は、持ち家と農地(14.8%)、株式(12.9%)である。

以上から、純資産税の主な課税ベースは持ち家、フラット、別荘、高級フラットなどの居住用不動産と株式を中心とする金融資産(銀行預金、ファンドなど)と推測できる。なお、農地などの事業用資産、株式のうち非上場株、オーナー株などは非課税であることに注意すべきで

図表10 各税の負担率 (対査定総所得比)

査定勤労所得 (SEK)	査定総所得 (SEK)	資産所得税 負担率 (%)	純資産税 負担率 (%)	固定資産税 負担率 (%)
20-40	35852	5.43	0.60	1.29
40-60	56078	3.57	0.34	1.21
60-80	79046	3.48	0.77	1.08
80-100	95327	1.70	0.35	0.83
100-120	115933	1.54	0.28	0.95
120-140	134884	1.12	0.22	0.87
140-160	153994	0.78	0.24	0.94
160-180	172394	0.42	0.21	0.89
180-200	190906	0.16	0.22	0.92
200-220	209538	-0.06	0.19	0.88
220-240	228441	-0.20	0.17	0.83
240-260	248068	-0.24	0.23	0.86
260-280	266741	-0.34	0.20	0.90
280-300	287081	-0.31	0.22	0.91
300-320	309219	-0.06	0.26	0.99
320-340	327827	-0.20	0.28	0.93
340-360	348081	-0.14	0.27	0.95
360-400	381132	0.09	0.39	0.96
400-500	455323	0.36	0.41	0.95
500-1000	771852	0.87	0.53	0.81
1000-	2129400	7.32	1.23	0.64

[出所] Skatteverket [2006] p.120および p.122より算出。

ある。純資産税の課税ベースは資産所得税が対象とする資産より狭いことの一因は、これらの資産が非課税であることにありと思われる。

(iii) まとめ

以上から実態的にも資産所得税と純資産税の課税資産は、不動産と金融資産を中核としていることがわかった。したがって、純資産税が課税ベースの点で資産所得税を補完しているのは主として不動産の帰属所得課税である。この意

味では、純資産税の課税ベースの点での補完機能は固定資産税と変わらないと言える。また、第10分位階層に集中している資産の中には農地、非上場株など非課税扱いの資産が存在することにも留意すべきである。

純資産税のもう一つの主要な課税ベースである金融資産は、資産所得税がそのほとんどをインカムゲインとキャピタルゲインの双方に課税しているので、資産所得税の補完機能というよ

り課税ベースの点では重複課税を行っていると言えよう。

3. 負担構造と負担率の比較

以下では資産保有税と資産所得税の負担構造を比較し、あわせて負担率の差異を明確にする。

(1) 純資産税と資産所得税の比較

① 査定総所得の定義

図表10を参照されたい。ここでは査定総所得階層別に見た負担率（純資産税または資産所得税／査定総所得）を検討する。査定総所得は査定勤労所得と査定資産所得の合計である。

査定勤労所得は次式で与えられる。

査定勤労所得 = [控除前勤労所得 - 私的年金掛け金控除 - 労働関係旅費控除]

課税所得はこれから更に基礎控除と本人負担の一般社会保険料が控除されるので、査定勤労所得は課税所得より大きく控除前勤労所得より小さい。労働関係旅費控除適用者の平均控除額は1.25万 SEK、私的年金掛け金の平均控除額は6.2千 SEK（ともに04年の年額）でありかなり少額である¹⁴⁾。したがって、査定勤労所得は企業負担の社会保険料を差し引いたグロスの勤労所得にかなり近い。

また、査定資産所得は基礎控除前の資産純所得と定義される。しかし図表10では課税純資産所得を査定資産所得とみなした。資産所得税制の基礎控除は百 SEK ときわめて少額であるので、査定資産所得は純資産所得、すなわちグロスの資産所得から借入れ利子とキャピタルロスとを控除した所得から、ごく軽微の資産管理費用を控除した課税純資産所得に近いからである。

この表はもともと査定勤労所得階層ごとに資産関連の税負担を示したものである。以下では、査定勤労所得については、各査定勤労所得階層区分の中間に位置する値をその階層の代表値とした。また、査定資産所得は同表にもともと示されていた純資産所得の値を使用した。この両者の合計が査定総所得である。なお査定勤労所得が2万 SEK 未満の個人（約230万人）を捨象した。殆どが未成年と考えられるからである。

なお図表11は図表10を図解したものである。横軸の1から始まる数字は査定総所得階層を表し、1が最低査定総所得階層、21が最高査定所得階層を示す。

② 負担率の比較

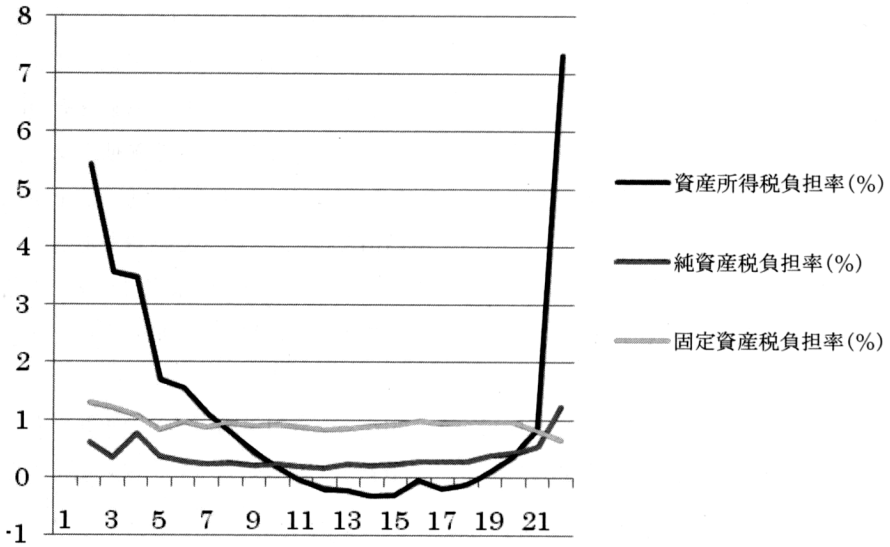
これらの図表から純資産税と資産所得税の負担率について以下の点を指摘できる。

第一に、純資産税の負担率はどの階層も低い。最高査定総所得階層さえ1.23%で、他のすべての階層は1%にも満たない。すなわち、資産所得税の負担率を上乗せするという役割は実態的にはきわめて小さい。

第二に、所得再分配上重要な最高査定総所得階層の負担率についても、資産所得税が7.32%であるのに対して純資産税は1.23%に過ぎない。後者の値は資産所得税の約1/6である。免税点を設け富裕層の負担率引き上げを狙った純資産税の意図に反して、最高査定総所得階層の負担率は資産所得税の方がはるかに勝っているのである。

第三に、純資産税の査定勤労所得が18万 SEK（第9階層）から50万 SEK の階層（第19階層）については、純資産税の負担率が資産所得税の負担率を上回る。この階層の中間の資産所得にマイナスの税率が適用されていることか

図表11 査定総所得階層別の負担率の比較



[出所] Skatteverket [2006] p.120および p.122より作成。

ら推察されるように、以上の負担率の「逆転現象」は資産所得税制における利子控除制による。この階層に属する勤労者は借入れ利子の合計が資産収益を上回る結果、税額控除を受けているのである。住宅購入に際しての借入れの利子控除が中心的な要因と考えられる。これに対し純資産税は、最終的に資産額を上回る負債が生じて、超過負債について税額控除は認められない。したがって、純資産税では税負担ゼロかプラスの税負担だけが存在する。この点、純資産税と資産所得税とは性格を異にする。

(2) 固定資産税の負担構造

固定資産税の負担率はおおむね純資産税の負担率を上回るが、最高総所得階層に対する負担率の上乗せ (0.63%) は純資産税 (1.23%) に及ばない。それはこの階層が金融資産を多く保有しているにもかかわらず、その課税ベースが固

定資産だけで金融資産を含んでいないことによる。

また、資産所得税より負担率が高くなる「逆転現象」は、純資産税より低い勤労所得階層から生じる。固定資産税は課税ベースが固定資産だけでストックとしての負債控除を行わず、しかも課税最低限を設けていないからである。

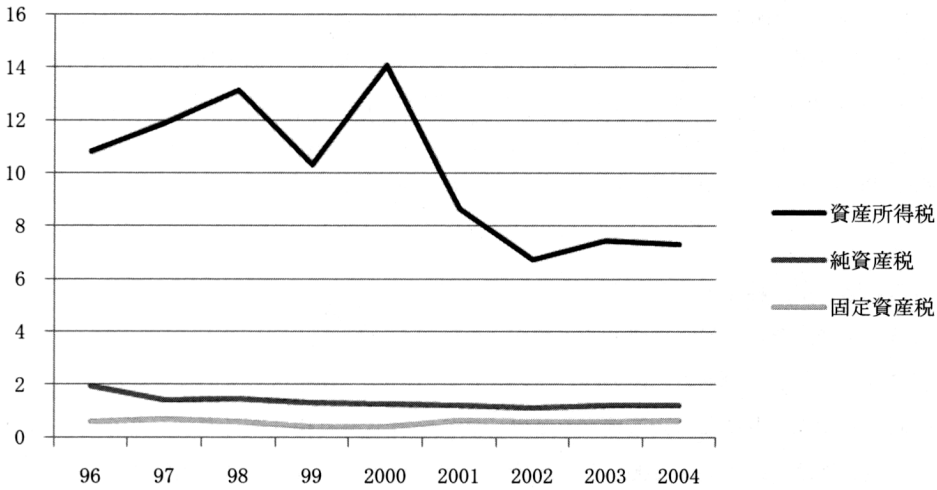
(3) 資産保有税の負担率引き上げ機能の限界と原因

①限定的な負担率引き上げ

以上みたように資産保有税の負担率引き上げ機能はきわめて限定的であった。

第一に、最高査定総所得階層の負担率は資産所得税が7.32%で最も高く、これに対し純資産税は1.23%、固定資産税は0.63%に過ぎない。資産所得税で課税可能な資産に資産保有税、とくに純資産税を実施する理由は、分配政策上富裕者に対する負担率を引上げることにあると考

図表12 最高所得階層の負担率の動向（対査定総査定所得比 %）



〔出所〕 Riksskatteverket [1998]～[2003]および Skatteverket [2004]～[2006]より作成。

図表13 最高所得階層の（平均）課税ベースの比較（SEK）

年	96	97	98	99	2000	2001	2002	2003	2004
資産所得	911616	1091100	1097048	891663	1431729	750478	532386	583726	524593
純資産	3256267	2580800	2702533	2306800	2520267	2026533	1607533	1797800	1739867
倍率	3.6	2.4	2.5	2.6	1.8	2.7	3	3.1	3.3

〔出所〕 Riksskatteverket [1998]～[2003]および Skatteverket [2004]～[2006]より作成。

えられるが、この機能においても純資産税はきわめて限界があると言わなければならない。税率30%の均一資産所得税の方が最高総所得階層の負担率を、純資産税より約6倍高めるのである。なお、図表12は最高査定所得階層のみを取り出してその負担率を各税について時系列的に見たものである。上で見た各税の最高階層での負担率格差が04年に固有のことではないことを示している。

第二に、以上の点は純資産税と固定資産税の負担率を合計しても成立する。最高査定総所得階層の資産保有税全体の負担率は1.86%であり、資産所得税の負担率の約1/4に過ぎないからである。

②原因

最高査定総所得階層での純資産税による負担率の引き上げが小さい原因を考察しよう。純資産税と資産所得税とでこの階層について等しい税負担を生むには、資産所得税の税率30%と純資産税の税率1.5%とを所与とすると、純資産税の課税ベースは資産所得税のその20倍でなければならない。

しかし、実際は図表13に見るように96年から04年について、1.8倍から3.6倍の範囲にとどまっている。つまり税率を所与としたとき、純資産の狭い課税ベースが負担率引き上げ機能を限界づけている原因と言える。

さらにその原因を掘り下げると、以下の点を

図表14 最高所得階層の純キャピタルゲインの対所得比 (SEK %) 平均値

年	96	97	98	99	2000	2001	2002	2003	2004
純ゲイン	959524	766042	966934	812572	1280150	584046	383609	380459	374315
査定所得	2510851	2749201	2926158	2594332	3029460	2470796	2470796	2181457	2129400
割合 (%)	38.2	27.8	33	31.3	42.3	23.6	15.5	17.4	17.6

[出所] Riksskatteverket [1998]～[2003]および Skatteverket [2004]～[2006]より作成。

指摘できる。第一に、純キャピタルゲインがこの階層に多く生じ、それに対して資産所得税が確実に課されていることである。図表14によれば、この階層の総査定所得に占める純キャピタルゲインの割合は、最も低い2002年でさえ15.5%を示し、最も高い2000年では42.3%にも達する。

第二に、その純キャピタルゲインを生み得る資産に対して、純資産税が十全に課税されていないことである。たとえば、非登録株 (O-listed) や非上場株はキャピタルゲインの重要な構成要素であるが、純資産税は課されない。農業資産などの事業資産も非課税である。さらに課税されても純資産税での株式の評価は市場価格の80%である。これに対し株式のキャピタルゲイン税は市場価格に基づいて課税される。つまり純資産税における非課税資産の存在と低い価値評価が課税ベースを狭くしているのである。

IV. 廃止政策の評価と資産保有税のあり方

最後にスウェーデンでの資産保有税の役割の実際を総括し、それに基づいて今回の廃止政策を評価したい。その際、二元的所得税のもとの資産保有税の本来的あり方に留意する。

1. 純資産税の廃止

(1) 課税ベースの補完機能

資産保有税に期待された第一の役割は、資産所得税の課税ベースを補完する機能であった。特に、二元的所得税のもとでは資産所得税の中立化を促す方向での課税ベースの補完が期待された。

本稿のこれまでの分析によれば、固定資産税はもとより、純資産税による課税ベースの補完機能も実態上、帰属家賃と帰属地代に限定された。したがって課税ベースの補完を図るためには、純資産税と固定資産税を并存させる必要性はなく、どちらか効率的な方を選択すべきである。結論的に言って、純資産税の補完機能は固定資産税に比べて不効率である。

なぜなら第一に、純資産税には高いレベルの免税点 (課税最低限) が存在する。免税点以下の納税者について固定資産が課税されず、帰属家賃・帰属地代は課税されない。

第二に、純資産税は資産所得税がすでに課されている金融資産に追加課税する。つまり、金融資産は資産所得税と純資産税とで二重課税される。この金融資産の追加課税はそれがない場合よりも、金融資産と不動産の税率格差を広げ課税の中立性にも抵触する。

結局、資産所得税制の課税の中立化・実効化を促す方向で、課税ベースを補完する税として

純資産税を正当化することは困難である。それは二元的所得税のもとでの資産所得税制が、個人段階の資産所得を包括的に課税しているからである。そのため資産保有税の補完機能として求められるのは、事実上居住用不動産の帰属所得課税が主となる。

ところが、純資産税は本来的には経済的富裕者をターゲットとして再分配機能を果たそうとする税であり、そのため固定資産のみならず金融資産を含めた純資産全体に課税しようとするし、そこから免税点の設定も不可欠となる。その結果、免税点以下では居住用不動産に課税できず、免税点を超えると金融資産に追加課税が生じてしまう。むしろ、二元的所得税のもとでの資産所得税制の目的に整合的な資産保有税は固定資産税であると言えよう。固定資産税は文字通り固定資産にだけ課税し金融資産に課税せず免税点を設定しないからである。

(2) 富裕者の負担率引き上げ機能

二元的所得税下での資産所得税制を前提としたとき資産保有税に期待された第二の役割は、経済的富裕者の資産所得税負担率を引き上げる機能であった。しかし、スウェーデンの純資産税の場合、この負担率引き上げ機能はきわめて限定的なものであった。累進的負担を実現する上で最も重要な最高所得階層の負担率は、04年には資産所得税の方が純資産税の6倍を占めた。この傾向は図表12に見たように96年から継続しており、この期間での最高所得階層の資産所得税負担率は純資産税の5.6倍から11.3倍となっている。

以上の結果をもたらした理由は次の点である。第一は、二元的所得税のもとで個人資産所得税が最高所得階層のキャピタルゲインの課税

を確実にに行っていることであり、第二に、この階層での純資産税の課税ベースが狭いからである。たとえば上場株の内の非登録株 (O-listed)、非上場株、営業用不動産は非課税であり、上場株は評価価値を資産所得税制より低く設定している。純資産税は現金収益の発生していない段階で課税するので、起業ないしは営業活動を阻害する。それに対応するために、以上の資産を非課税にし、また価値評価を低くせざるを得ないのである。

純資産税の税率を引き上げれば、負担率引き上げ機能が強化されると主張されるかもしれないが、それは純資産税の実効性を無視した見解である。税率引き上げの効果は非課税資産に及ばない。逆に税率を引き上げると起業および営業保護の観点からは、非課税資産の拡大や価値評価を一層低くしなければならぬであろう。さらに、金融資産を中心とする国際的移動の可能性を考慮すると、資産所得税が存在するもとの税率引き上げは実効性をもたない¹⁵⁾。つまり、スウェーデンで低率の資産所得税制を採用せざるを得なかった資金の国際的移動の高まりが、純資産税の負担率引き上げ機能を限界付けるのである。

以上の(1)および(2)の検討から純資産税の廃止は妥当な政策と考えられる。

2. 居住用固定資産税の廃止と改革

(1) 改革内容

上述のように固定資産税は資産所得税の課税ベースを補完する税として期待されるが、スウェーデンは08年より居住用固定資産について国税としての固定資産税を廃止し、それを地方政府の地方政府サービス負担金 (local government charge) に改めるという改革に踏みきつ

た。その際税額控除措置など改革前の課税優遇措置を廃止し、さらに改革にともなう税収減は住宅部門から調達するとして、住宅のキャピタルゲイン税を実効税率20%から22%に引上げるという。以下この改革について評価を加えよう。

(2) 改革前税制の問題点

まず改革前の固定資産税についてである。いま、居住用資産以外の資産の収益率を r 、固定資産税の実効税率を t とすると、住宅資産がそれ以外の資産と同様の価値評価を受ける場合、 $t=0.3r$ であれば、中立的である¹⁶⁾。

また、スウェーデンでの住宅の課税価値評価が市場評価の75%であることを考慮に入れると、 $0.75t=0.3r$ 、つまり、 $t=0.4r$ であれば、中立的である。

スウェーデンの名目利率は90-99年平均で9.2%、00-06年平均で4.6%であるので¹⁷⁾、90-99年で t が2.78 (3.78) %、00-06年で1.38 (1.78) % であれば中立的となる。カッコ内は課税価値を市場価値75%と想定するケースの値である。

現実には図表3で示したように、法定税率が個人住宅で1%から1.75%で推移したので、中立というよりやや他の資産より軽減課税を行ったといえる。さらに、新築住宅の固定資産税軽減措置や居住用固定資産税の税額控除措置も存在したので、その実効税率は法定税率よりも低いと考えられる。したがって、課税の中立化を図る観点からは、以上の優遇措置を廃止した上で法定税率の若干の引き上げが求められていたと言えよう。

(3) 改革の評価

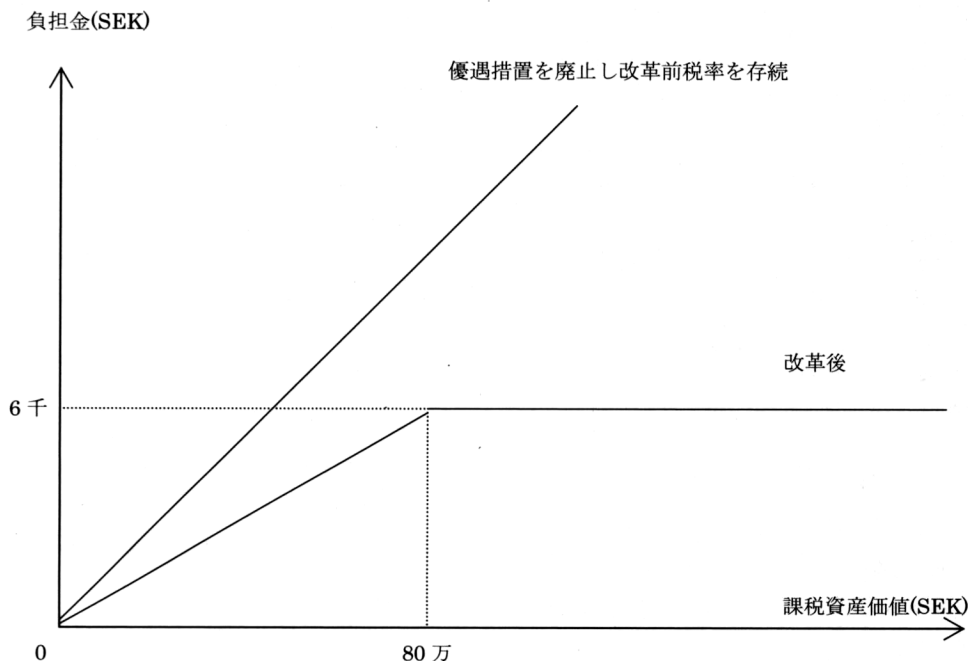
今回の改革の第一は上述の税額控除措置を廃止するというものであり、この点は評価される。しかし、改革の主内容である固定資産税に代わる地方政府サービス負担金には問題がある。この負担金は個人住宅一戸あたり6千SEKと課税資産価値の0.75%の低い方の金額とし、同様に、集合住宅については1200SEKと課税資産価値の0.4%の低い方の金額とするものであり、課税資産価値の高い居住用資産の負担金が住宅価値と無関係な一括料金となるからである。この点を個人住宅について見たのが図表15である。

図表15は仮に優遇措置を廃止して改革前の固定資産税率を存続した場合と、改革後を比較したものである。改革後の地方政府サービス負担金は、課税資産価値80万SEKまでの住宅についてはその0.75%であるので、優遇措置を廃止した改革前の固定資産税1%より減税となる。さらに80万SEKを超える住宅については負担金が6千SEKの定額となり、課税資産価値の0.75%未満となるので大幅減税である。上の図から明らかなようにこの減税額は資産価値の高い住宅ほど大きくなる。したがって、優遇措置を廃止し改革前税率を存続する場合よりも、帰属家賃課税および資産所得の課税中立化機能が弱い改革と言わなければならない。税収を地方政府に回すにしても、地方政府サービス負担金を住宅価値にリンクした形で定めること、適用税率を0.75%でなくせめて1%に引き上げるべきであろう。

3. 本稿の結び

最後に、以上の検討から得られる本稿の結論をまとめたい。

図表15 固定資産税の改革



第一に、資産所得を幅広く課税する資産所得税制度に実効上深刻な問題がない限り、純資産税は必要としない。純資産税の課税ベース補完機能が居住用固定資産の帰属所得に限定され、また、最高所得階層の負担率引き上げ機能も資産所得税制に著しく劣るからである。

第二に、居住用固定資産価値にリンクした固定資産税は、二元的所得税のもとでも必要とされる。居住用固定資産が国民の代表的な資産であり、しかも、資産所得税による居住用固定資産の帰属所得課税が困難であるからである。

注

- 1) 純資産税を富裕税とよぶ場合もあるが、本稿ではOECDが使用している英語表現 Net Wealth Tax を念頭において純資産税という用語を用いる。
- 2) 分析時期は資産所得税収が正となった1996年以降とし、中心的には2000年代初頭とする。
- 3) たとえば Skatteverket [2006] p.104を参照。

4) 一般的には、相続税・贈与税の廃止も二元的所得税にとって重要な意義を持つ。拙稿 [2000] で述べたように、二元的所得税を生涯消費に対する課税の一里塚、すなわち前納型支出税への一里塚と見るとき、受け取り贈与は生涯消費の原資であり、この意味で相続・贈与税の検討は二元的所得税論にとって必要不可欠である。

しかし、相続税・贈与税は資産移転税であり、純資産税や固定資産税などの資産保有税とは性格を異にする。本稿では資産保有税に焦点を合わせるため、直接には相続税・贈与税には言及せず、その検討は今後の課題としたい。

- 5) 以下の資産保有税正当化論は、Messere, K, Kam, F and C. Heady, [2003]と OECD [1988]を参考にしつつ、式(1)に即して筆者なりにまとめ直したものである。また、租税思想史からみた資産所得税と資産保有税の関連についての興味深い研究として篠原 [2004]を参照。
- 6) OECD [1988] p.18.
- 7) 以下の純資産税の課税ベースと価値評価については Kindlund, P, Svenby, B and O. Dreij [2003] pp. 633-641による。
- 8) 株式の A-listed も O-listed も上場株である。A-listedの方がO-listedより厳しい条件、たとえば「少くとも2万 SEKの株を所有する株主が2000人以上いること」といった条件が求められる。A-listedとO-listedの違いについて詳しくは SOU [2004] pp.306-307を参照。
- 9) ただし後述するように、借り入れの支払利子は資産所

- 得税の課税ベースから控除される。
- 10) 以下の措置については Kindlund, P. Svenby, B and O. Dreij [2003] pp.235-241による。
 - 11) 資産所得税の仕組みについての以下の説明は概略に過ぎない。詳しくは馬場 [2007] を参照。
 - 12) Hufner, F. & J. Lundsgaard [2007] p.19より。
 - 13) 居住用不動産の買い替えゲインの納税猶予措置, ある資産のゲインを別の資産のロスと通算する措置などを捨象した数字である。
 - 14) Skatteverket [2006] pp.65-66より。
 - 15) 資産の国際的移動によるスウェーデンの税収ロスについては SOU [2002], p.33を参照。
 - 16) 以下の叙述は Hufner, F. & J. Lundsgaard [2007] p.19の分析によるが, ここでは彼らが捨象している固定資産税の優遇措置をも考慮している。
 - 17) Hufner, F. & J. Lundsgaard [2007] p.19より。

参 考 文 献

- 篠原正博 [2004] 「資本所得と資産保有課税—租税思想史からのアプローチ—」証券税制研究会編『二元的所得税の論点と課題』, 日本証券経済研究所, 64-130頁。
- 馬場義久 [2000] 「Dual Income Tax 論と金融所得税制の改革」日本の資本市場と証券税制研究会編『資産所得課税の理論と実際』, 日本証券経済研究所, 35-54頁。
- 馬場義久 [2004] 「スウェーデンの二元的所得税—その到達点と日本への教訓—」証券税制研究会編『二元的所得税の論点と課題』, 日本証券経済研究所, 1-30頁。
- 馬場義久 [2007] 「スウェーデンとノルウェーの金融所得課税一元化—わが国への教訓—」金融調査研究会『諸外国の税制改革と金融所得課税のあり方』(主査 井堀利宏東大教授), 全国銀行協会, 11-36頁。
- Hufner, F. & J. Lundsgaard [2007], “The Swedish Housing Market: Better Allocation via Less Regulation”, *OECD Economics Department Working Papers*, No.559, OECD.
- Kindlund, P. Svenby, B and O. Dreij [2003], *Skatte-och Deklarations-Handboken 2003*, Natur och Kultur/LTs Forlag och Tholin & Larsson.
- Messere, K. Kam, F and C. Heady, [2003] “Taxes on Wealth, Capital Gains, and Property” in *Tax Policy, Theory and Practice in OECD Countries*, (eds) by Messere, K. Kam, F and Heady, C Oxford University Press, pp. 167-184.
- OECD [1988] *Taxation of Net Wealth, Capital Transfers and Capital Gains of Individuals*, OECD.
- Riksskatteverket [1998] *Skattestatistisk Årsbok 1998*.
- Riksskatteverket [1999] *Skattestatistisk Årsbok 1999*.
- Riksskatteverket [2000] *Skattestatistisk Årsbok 2000*.
- Riksskatteverket [2001] *Skattestatistisk Årsbok 2001*.
- Riksskatteverket [2002] *Skattestatistisk Årsbok 2002*.
- Riksskatteverket [2003] *Skattestatistisk Årsbok 2003*.
- SCB [2003] *Minskade Vinster 2001, Kapitalvinster och Kapitalförluster Förmögenhet*, Rapport 2003.
- SCB [2006] *Förmögenhetsstatistik 2004*.
- Skatteverket [2004] *Skattestatistisk Årsbok 2004*.
- Skatteverket [2005] *Skattestatistisk Årsbok 2005*.
- Skatteverket [2006] *Skattestatistisk Årsbok 2006*.
- Skatteverket [2007] *Skattestatistisk Årsbok 2007*.
- Skatteverket [2008a] *Skattestatistisk Årsbok 2008*.
- Skatteverket [2008b] *Fastighetsavgift och Fastighetsskatt Deklarationen 2009*.
- Skatteverket [2009] *Skattestatistisk Årsbok 2009*.
- Statens Offentliga Utredningar, SOU. [2002] *Våra Skatter*, SOU 2002: 47.
- Statens Offentliga Utredningar, SOU. [2004] *Egenomska*, SOU 2004: 36.
- Swedish Ministry of Finance [2007], “The 2007

Spring Budget: Policies for More People in Work and Better Opportunities for Enterprise." <http://www.sweden.gov.se/sb/d/8/86/>

a/80527.

(早稲田大学政治経済学術院教授)